

告示

埼玉県告示第千四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
本庄ひだまりクリニック	所在地	深谷市岡二七三四―六	深谷市岡二―一四―二〇
つばさ薬局	開設者名称	株式会社TNS	株式会社mexas wolf
サカエ薬局	所在地	深谷市岡二九九―五	深谷市岡二―一三―四

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	所在地		
竹内 義隆	施術所	所在地	春日部市一ノ割二―一―四八	春日部市一ノ割三―一四―六一
馬場 宏之	施術所	所在地	春日部市大倉四〇六―一二EIKABIL-F	春日部市米島一一八六―一五
小林 寛之	施術所	所在地	さいたま市見沼区中川三五八―一A一〇二	さいたま市見沼区中川四二二―五